

バイナリーオプション取引にご注意ください!

【事例1】

知人に「簡単に誰でももうかる」と誘われ、知人の“上の人”から喫茶店で説明を受けた。バイナリーオプション取引を勧められ海外業者と契約した。元本2倍を業者が出すというので現金10万円を知人に渡した。しかし中々もうからない。辞めたいと知人に話したところ「返金はされない。もう少し頑張ろう」と言われた。返金してほしい。知人も“上の人”に言われてやめられないようである。

【事例2】

副業のサイトから「もうかる」との記載をみた。そのサイトではバイナリーオプション取引勝率70パーセント以上とあったので、魅力に思い契約した。クレジットカードで決済したが、情報がリアルタイムでない。不審に思い、解約したいが連絡先が不明になった。

【消費者へのアドバイス】

※バイナリーオプションとは、外国為替のレートが判定時刻に上がったか下がったかを予測し勝ち負けを決めます。勝ちの場合は2倍に、負けの場合は掛け金を失う賭博的要素の高い取引です。国内では、海外業者も含め全ての業者に金融商品取引業の登録が必要です。

※バイナリーオプション取引は、一見簡単に見えますがリスクの高い取引です。登録していない業者とは連絡が取れなくなることが良くあります。契約前に登録の確認をして下さい。

※現在、副業サイトから、悪質な勧誘が多く見られます。簡単にもうかるような、うまい話はありません。怪しいネット広告にご注意ください。

契約・取引に関し不安があれば、消費生活センターにご相談ください。消費生活センターは“局番なしの188(消費者ホットライン)”でつながります

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

問合せ:教育文化振興課 ☎991-1873/企画財政課 ☎991-1815

人権 それは 愛

人権について考えてみよう ～「平成」から新時代に向かって～

1989年1月8日から始まった「平成」の時代が、2019年4月30日をもって終わります。「平成」の時代は、激動する世界情勢に日本も大きな影響を受けたほか、自然災害の多発、先端技術の目覚ましい進展、ライフスタイルの変容、価値観の多様化など、あらゆる面で変化の目まぐるしい時代でした。

「平成」の30年間には、「人権教育啓発推進法」をはじめ、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」など、人権に関する多くの法律が施行され、法整備の面では進展がありました。

しかしながら、いまだに、いじめ、虐待、DV(ドメスティックバイオレンス)などの事件が後を絶たず、インターネット上では、誹謗中傷や差別的な書き込みが掲載されるなど、時代の変遷に伴う悪質な事件も引き続き発生しています。現在は、施行された法律の具体化と共に、私たち一人ひとりが法制定の主旨や意義を改めて理解し、実践に移していくことが求められています。

「平成」は終わり、新たな時代が始まります。人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権について学び、意識を高め、相手の気持ちを考え、お互いが心を通い合わせることが大切なのではないでしょうか。

